

### **3. オーストラリア** **(Australia)**

### 3.1 障害者スポーツの歴史的背景と現状

#### (1) オーストラリアの障害者スポーツの歴史的背景

多民族国家であるオーストラリアは、先住民族アボリジニや移民に対する差別の禁止を法律（※<sup>1</sup>）で明文化し、国策で多文化主義を掲げてきた背景もあり、社会で障害者を受入れる環境整備が積極的に進められた。

1975年、障害者のスポーツ・レクリエーションの必要性が高まり、障害者スポーツ団体・組織の統括組織として、全豪障害者スポーツ連合（Australian Confederation of Sport for the Disabled：ACSD）が設立された。設立当初の対象障害は、切断、脳性麻痺、移植、聴覚障害、知的障害であったが、1990年にオーストラリアパラリンピック委員会（Australian Paralympic Committee：APC）に改組されると、対象障害はパラリンピックに出場資格のある肢体不自由が中心となった。

オーストラリアのパラリンピック競技大会への初参加は1960年の第1回ローマ大会で、アーチェリー、陸上競技、車椅子バスケットボール、車椅子フェンシング、水泳、卓球の6競技に13人が出場した。車椅子バスケットボールと車椅子フェンシングを除く4種目で合計10個のメダル（金3個、銀6個、銅1個）を獲得した。

1981年、トップアスリート支援を目的に最高水準のトレーニング施設やスポーツ医科学研究機能を備える研究所として、オーストラリア・スポーツ研究所（Australia Institute of Sport：AIS）が設立された。「スポーツ・レクリエーション：オーストラリアの活性化（Sport and Recreation：Australia on the Move）」（1983）において、連邦政府は障害者のスポーツ・レクリエーションの重要性を明記し、AISのスポーツ施設の改善、障害者アスリートの受入れ拡充、スポーツ・レクリエーション・観光省への助言を行うアドバイザーの配置など、地域スポーツの振興施策を打ち出した。

「オーストラリア・スポーツコミッション法（Australian Sports Commission Act 1985）」に基づいて、スポーツ行政を担うスポーツ統括組織として、1985年、オーストラリア・スポーツコミッション（Australian Sports Commission：ASC）が設立された。ASCでは、国内統括団体等への予算配分、指導者の育成、選手の発掘・強化、女性・先住民・障害者のスポーツの普及・強化活動などを行っている。1990年以降、ASCが障害者スポーツに積極的に関与し、1993年には、2000年シドニーパラリンピックの開催が決定した。2000年シドニー大会以降、オリンピック開催直後にパラリンピックを開催することが義務付けられたこともあり、両大会の成功に向けて国内の障害者スポーツの組織体制の強化を進めた。ASC内に設置された障害者スポーツ課（Disability Sport Unit）が2010年に閉鎖されるまで、全国で障害者スポーツ普及事業や大学と協力した調査研究活動を実施していた。その成果もあり、1996年のアトランタパラリンピックでは、オーストラリア代表が獲得メダル数でアメリカ合衆国に次ぐ2位となった。また、127の国と地域から約3,800人の選手が参加した2000年シドニー大会では、オーストラリア代表は、獲得メダルランキング、金メダル獲得ランキングでともに1位となった。

障害者スポーツ課の閉鎖は、特定の課が障害者スポーツを推進するより、ASCのスポーツ振興の大枠内に障害者スポーツを包含するべきであるというASCの方針のもと、実施された。同様の理由で、先住民スポーツ課（Indigenous Sports Unit）も閉鎖された。課・部署を越えた横断的な連携を図ることによりインクルージョンを推進する方針が取られたが、障害者スポーツ専門職員による全面的な支援が終了し、連邦政府主導の取組が減少したこともあり、国全体でインクルージョンに対する理解が促進したとは言い切れない状況が続いている（図表1-37）。

※<sup>1</sup> 1973年の「移民法」「オーストラリア市民憲法」の改正、1975年の「人種差別禁止法」の制定など

図表1-37 オーストラリアの障害者スポーツの主な歴史

年	歴史的事項（スポーツ）	歴史的事項（障害者政策・スポーツ政策）
1960	第1回パラリンピック大会出場 ・6競技に13人が出場、10個のメダルを獲得	
1975	全豪障害者スポーツ連合の結成 ・5つの障害種を中心にスポーツの普及活動	<障害者支援法>制定 ・レクリエーション、セラピー、リハビリテーションを提供する施設・組織に対する支援拡大
1981	オーストラリアスポーツ研究所（AIS）設立 ・ナショナルトレーニング施設およびスポーツ医科学研究機能を備える	
1983		<スポーツ・レクリエーション：オーストラリアの活性化>発行 ・障害者スポーツへの取組を明記
1985	オーストラリア・スポーツコミッション（ASC）設立 ・国内のスポーツ行政を担うスポーツ統括組織	
1986		<障害者サービス法>制定 ・障害者支援法を引き継ぐ形で制定 ・障害者就労支援を行う組織に対する資金援助の規定
1990	全豪障害者スポーツ連合がパラリンピック委員会へ改組 ・国内のパラリンピックスポーツの組織体制の強化	
1992		<障害者差別禁止法>制定 ・地域の社会参加活動における障害者に対する差別を禁止
1993	シドニーパラリンピック招致成功	
2000	シドニーパラリンピック開催 ・オリンピック開催直後にパラリンピックを開催	
2003	ASC「スポーツコネクトプロジェクト」展開 ・25の国内統括団体が参画	
2010	ASCの障害者スポーツ支援課の閉鎖 ・スポーツ振興の大枠内に障害者スポーツを含有	
2013		<全国障害者保険制度>制定 ・障害者に対する大規模な予算とサービスの枠組みの変更

参考：ASC ウェブサイト（2016）

笹川スポーツ財団「スポーツ政策調査研究報告書」（2011）等より作成

## (2) 障害者に関する法律の整備がスポーツに与えた影響

### 1) 障害者関連施策

1972年、スポーツ政策の充実を公約に掲げていた労働党が与党となり、観光・レクリエーション省が新設され、スポーツ予算が増額された。多岐にわたるスポーツ政策が展開され、障害者関連施策の整備も進んだ。その一環として、1974年に「障害者支援法（The Handicapped Person's Assistance Act）」が制定され、障害者にレクリエーション、セラピー、リハビリテーションを提供する施設・組織に対する支援が拡充された。その後、障害者支援法を引き継ぐ形で、1986年「障害者サービス法（Disability Service Act 1986）」が制定され、現在に至っている。また、障害者差別を禁止した法令として制定された「障害者差別禁止法（Disability Discrimination Act : DDA 1992）」は、運動・スポーツを含めた地域の社会参加活動における障害者に対する差別を取り除き、障害者の受入れを促進させた。2000年シドニーパラリンピックの開催も、その後の障害者政策・障害者スポーツ政策に多大な影響をもたらした（図表1-38）。

図表1-38 障害者に関する法律とその影響

年	名称・概要	障害者スポーツ事業の展開（例）
1974	障害者支援法 (The Handicapped Person's Assistance Act)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ASCが「教員の体験談 (Teachers talk about ... experiences of inclusive physical activity)」(1998)を作成</li> <li>：障害の有無に関わらず、児童生徒へのインクルーシブな運動活動の企画・提供にあたって、教師が経験した課題等をまとめた報告書</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者にレクリエーション、療法、リハビリテーションを提供する施設・組織に対する支援が拡充</li> </ul>	
1992	障害者差別禁止法 (Disability Discrimination Act 1992)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ASCが「ギブ・イット・ア・ゴー (Give it a go)」(2001)を出版</li> <li>：スポーツクラブや組織が様々な障害を対象に、障害児・者がスポーツに参加できるように運動・スポーツ活動の工夫の仕方・提供方法を提案</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育、建物、クラブ及びスポーツを含む環境での障害者に対する差別を取り除く</li> <li>・スポーツ活動への参加や管理及び指導に関して、申請や利用へのアクセス等における障害を理由とした差別を規定</li> <li>・障害当事者、スポーツ関連団体（ASC含む）との協議を重ねて制定</li> </ul>	
2013	全国障害者保険制度法 (National Disability Insurance Scheme Act)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ASCが「スポーツ・コネクト (Sports CONNECT)」プロジェクトを展開（2003～2010）</li> <li>：一般のスポーツ団体・組織での障害者のスポーツ参加機会の創出を目的</li> <li>：プロジェクト終了後も、各競技・スポーツ団体に引き継がれている</li> <li>・当事者組織・障害者支援組織でのスポーツ事業の拡大</li> <li>：重度障害児・者を対象とする Northcott を含む障害者支援組織でのスポーツ・レクリエーション事業の拡充</li> <li>：スポーツ組織、障害者支援組織の協力関係の構築・強化</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立計画をたて、決められた「個人予算」内で計画の目標達成に必要なサービスを購入</li> <li>・障害者の自立に向けたスポーツ・レクリエーション活動の重要性が高まった</li> <li>・スポーツ・レクリエーションプログラム等の参加にあたって、参加費、交通費などがNDISの対象経費となるため、重度障害児・者のスポーツ参加の選択肢が拡充</li> </ul>	

出典：笹川スポーツ財団「スポーツ政策調査研究報告書」(2011)  
NDIS ウェブサイト (2016) 等より作成

## 2) 全国障害者保険制度 (National Disability Insurance Scheme : NDIS)

「全国障害者保険制度 (National Disability Insurance Scheme : NDIS)」は、障害者が先天的・後天的に関係なく平等であることを前提に2013年7月に制定された保険制度で、2000年シドニー大会の10年後のレガシーとも言われている。NDISは、先天性の重度障害者も社会活動に参加し、障害のない人と同様に地域で生活を送ることを目的としており、全国障害者保険局 (National Disability Insurance Agency : NDIA) が、65歳以下のオーストラリア国籍を有する者と永住権保持者を対象に、個別に自立計画を立て、設定された個人予算内で障害当事者を支援している。

NDISの特徴は、これまで各州で異なっていた介護費用の受給資格を全国で統一し、障害者や家族がサービス内容を選択・管理できるようになったこと、設定した目標達成に向けて、障害者の地域生活を支援することなどである。社会参加などを目的にスポーツ・レクリエーションを実施する場合は、プログラム参加費、交通費などがNDISの対象経費となることから、特に障害福祉サービスの恩恵を受けにくかった重度障害児・者のスポーツ参加機会が増加した。

NDISは大きな制度改革のため、実施地域と対象者を徐々に増やしていく方針で進めている。2013年7月以降、タスマニア州 (15～24歳を対象)、南オーストラリア州 (6歳以下を対象)、ヴィクトリア州バーウォン地域、ニューサウスウェールズ州 (NSW州) ハンター地域で施行され、2014年7月より、首都特別地域 (Australian Capital Territory : ACT)、ノーザンテリトリーバークリー地域、西オーストラリア州パース・ヒルズ地域、2016年7月からは、各州全体での完全実施が始まっていく。2015年12月現在、25,875人がNDISの適用を受けており、22,281人の自立計画の作成が完了している (図表1-39)。

図表1-39 全国障害者保険局（National Disability Insurance Agency：NDIA）

設立	「全国障害者保険制度法（National Disability Insurance Scheme Act 2013）」の施行を受けて、独立行政機関として設立
理事会	障害者福祉、保険、財務管理、コーポレート・ガバナンスの専門家ら8名の理事で構成される
NDIA の財源	<b>【第1期（導入）：2012～2013】</b> <b>■連邦政府：10億ドル（約8,721億円）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NDIA 主導で、約1万人の障害児・者を対象に NDIS の導入を開始</li> <li>・2013年7月、メディ・ケア（※）税を1.5% から2.0% に引き上げたことで、NDIS の継続的・安定的な資金を確保</li> </ul>
	<b>【第2期（全国実施）：2012～2018】</b> <b>■連邦政府：193億ドル（約1兆7千億円）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2012年から2018年までの7年間、各州全体での完全実施に向けて合計193億ドルが投入される</li> </ul>
	<b>【第3期（継続）：2019～2020】</b> <b>■連邦政府：117億ドル（約1兆204億円）</b> <b>■州政府・特別地域：105億ドル（約9,157億円）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国実施の翌年からは、連邦政府と州政府・特別地域がそれぞれ約5割の保険料を負担し、合計222億ドルを投入する</li> </ul>

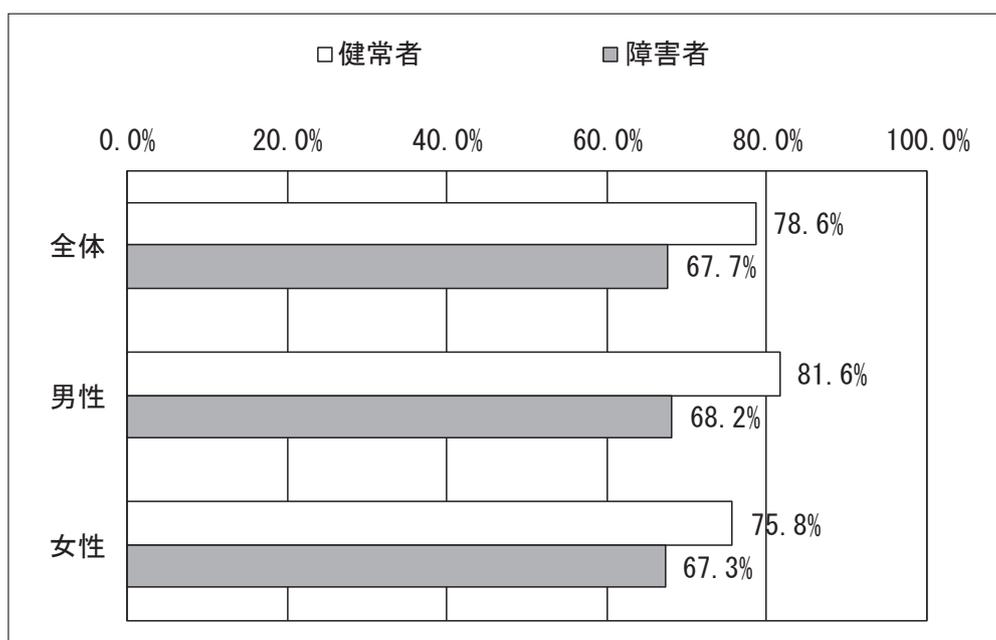
参考：日本貿易振興機構（2016）、NDIS ウェブサイト（2016）等より作成

※1984年に導入されたオーストラリアの国民皆健康保険である（メディケア庁が運営）。メディケアの財源は、メディケア税、所得税、間接税などで賄われている。メディケア税は、加入者の課税所得の1.5%が保険料として徴収されていたが、2013年7月以降、NDIS の導入に向け、メディケア税の税率が2.0%に引き上げられた（低所得者層には減免措置、中高所得者層には追加の税負担あり）。

### (3) 障害の有無別のスポーツ実施状況

オーストラリア統計局「総合社会調査（General Social Survey：GSS）」（2010）によると、障害の有無別にスポーツ実施状況をみると、障害のない人の過去1年間のスポーツ参加率（スポーツ実施のほか、審判・運営スタッフとしての参加も含む）が78.6%であるのに対し、障害のある人のスポーツ実施率は67.7%であった（図表1-40）。

図表1-40 障害の有無別のスポーツ参加状況（2010年）（性別）



出典：Australian Bureau of Statistics 「General Social Survey」（2010）を翻訳

注）総合社会調査（General Social Survey）では、国内の15歳以上を無作為に抽出し、様々なテーマや領域について、4年おきに直接面接調査を実施している。本調査での「スポーツ参加者」には、スポーツを実施した者に加えて、審判や運営スタッフとして関わった者も含まれる。

### (4) 障害者スポーツ所管省庁の変遷

オーストラリアでは、1993年以降、政権交代や内閣改造の度に、省庁の再編、監督官庁の変更が行われてきた。それに合わせて、スポーツの所管省庁も変わり、現在では保健省（Department of Health）が障害者スポーツも含めて、一元的に所管している（図表1-41）。

2007年、「保健・高齢化省（Department of Health and Ageing）」への変更は、当時、生活習慣病予防や高齢化対策としての運動・スポーツの効果が社会的にも認知され始めたこともあり、当時の政権が社会の変化に対応する形でスポーツ関連事業を移管した。その後も同様に、社会のニーズに対応する形で柔軟に移管が進められた。

図表1-41 スポーツ所管省庁の変遷

設置・再編年	省庁名
1983	スポーツ・レクリエーション・観光省 (Department of Sport, Recreation and Tourism)
1987	芸術・スポーツ・環境・観光・特別地域省 (Department of Arts, Sport, the Environment, Tourism and Territories)
1993	環境・スポーツ・特別地域省 (Department of Environment, Sport and Territories)
1996	環境省 (Department of Environment)
1998	産業・科学・資源省 (Department of Industry, Science and Resources)
2001	コミュニケーション・情報テクノロジー・芸術省 (Department of Communications, Information Technology and the Arts)
2007	保健・高齢化省 (Department of Health and Ageing)
2010	首相内閣省 (Department of the Prime Minister and Cabinet)
2011	地域開発・地方自治体・芸術・スポーツ省 (Department of Regional Australia, Local Government, Arts and Sport)
2013	保健省 (Department of Health)

参考：笹川スポーツ財団「スポーツ政策調査研究報告書」（2011）等より作成

## (5) 障害者手帳／IDカードの活用

日本のように障害のある人に対して自治体が認定して障害を証明する手帳を発行する制度がないオーストラリアには、「全国同伴者カード制度」「年金者特権カード」「ヘルスケアカード」などがある。全国同伴者カードは、障害者に同伴する保護者や介護者のスポーツ観戦時のチケットやスポーツ施設の利用料が無料又は割引されるサービスであり、年金者特権カードとヘルスケアカードは、スポーツクラブへの入会時に割引等を受けることができるサービスで、積極的に活用されている（図表1-42）。

図表1-42 障害者手帳／IDカードの活用

手帳・カード	対象となる障害者	サービス内容例
全国同伴者カード制度 (The National Companion Card Scheme)	<ul style="list-style-type: none"> <li>各州・特別地域に同伴者カードが存在する（全国共通の同伴者カードは無い）</li> <li>短期間の旅行や出張であれば他州・特別地域でも利用可能だが、長期で滞在・居住する場合はその州・特別地域で新たに取得する必要がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者に同伴する介護者は、スポーツ観戦時のチケットやスポーツ・レクリエーション施設の利用料が無料または割引を受けることができる</li> </ul> <p>例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国内バスケットボールリーグの試合観戦</li> <li>ラグビーオーストラリア代表の試合観戦</li> <li>V8スーパーカー（ツーリングカーレース）の観戦</li> <li>フィットネスファースト・オーストラリア（民間スポーツジム）への入会</li> <li>YMCA への参加</li> </ul>
年金者特権カード (Pensioner Concession Card)	<p>障害者サポート年金 (Disability Support Pension) 受給者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>オーストラリア国籍、16歳以上で老齢年金受給年齢未満</li> <li>身体障害、知的障害、または精神障害</li> <li>障害を理由に今後2年間にわたって15時間/週以上働くことができない等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域スポーツクラブ入会／参加費が無料または割引</li> <li>スポーツ観戦時のチケットが無料または割引</li> </ul>
ヘルスケアカード (Health Care Card)	年金者特権カード対象外の障害児・者 (年金者特権カードとほぼ同様のサービス内容)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域スポーツクラブ入会／参加費が無料または割引</li> <li>スポーツ観戦時のチケットが無料または割引</li> </ul>

参考：寺嶋彰「身体障害者手帳に関する調査研究」（2004）等より作成

## 3.2 地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動への参加

オーストラリア・スポーツコミッション（Australia Sports Commission：ASC）が実施した約1,900人の障害者（有効回答数1,050）を対象にしたオンライン調査「障害者のスポーツ・レクリエーション実施状況調査（Participation and non-participation of people with disability in sport and active recreation）」（2011）によると、障害者がスポーツを実施する場所は、61.2%が「入会費・参加費などの費用が発生するスポーツ・レクリエーションクラブ／団体」、次いで、「入会費・参加費などの費用が発生するフィットネスジムや公共スポーツ施設」（21.8%）、「学校」（10.5%）であった。

### (1) 地域での障害者のスポーツ参加環境創出へ向けた取組

#### 1) オーストラリア・スポーツコミッションの「Sports CONNECT」

2000年シドニー大会終了後、ASCは障害者スポーツの普及の取組として、2003年より「スポーツ・コネクト（Sports CONNECT）」を立ち上げた。スポーツ・コネクトは、障害者スポーツ組織・団体と国内統括団体をつなぐことで、健常者のスポーツ環境において、障害者がスポーツをできる環境を創出することを目的としている。スポーツ・コネクトでは、団体・組織間の連携を促すために、国内統括団体にケースマネージャーを配置した。より多くの障害児・者にスポーツへの参加機会を提供するため、統括団体による「障害者アクションプラン」の作成及び各団体の事業計画や強化計画に「障害者のスポーツ」に関する内容を盛り込むことを推奨し、ケースマネージャーがその策定支援の役割を担った。

その結果、2年後の2005年には16の国内統括団体、最終的にはオリンピック・パラリンピック非公式種目を含めた25の国内統括団体が参画した。スポーツ・コネクトは、障害者スポーツ課の閉鎖に伴い2010年に終了したが、ラグビーやネットボールなどの国内統括団体では「Rugby CONNECT」「NetSetGO」等の名称で、障害児・者を対象とした普及プログラムを継続している。

また、スポーツ・コネクトを契機にインクルーシブなスポーツ環境の整備・充実を図った統括団体の先進事例として、国内統括団体のクリケット・オーストラリア（Cricket Australia）がある。

#### 【国内統括団体：クリケット・オーストラリア】

クリケット・オーストラリアは、中期戦略計画「大会とマーケット開発のための全国オール・アビリティーズ・クリケット戦略2014～2018（National All Abilities Cricket Strategy for Game and Market Development）」を2014年に発表した。中期戦略計画では、スポーツ・フォー・オールの理念のもと、地域スポーツから競技スポーツまで、全ての競技レベルでの障害児・者の参加率向上の重要性を説いている。

また、「州・特別地域・オール・アビリティーズ・スクアド・プログラム（State and Territory All Abilities Squads Program）」は、各州・特別地域で視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者からなるチームを編成し、障害者の全国大会を開催することを目的としている。2018年までに全国で15の障害者チームを編成（1チーム15人）するために、各州・特別地域のクリケットセンターを拠点に、視覚障害、聴覚障害又は知的障害がある選手のタレント発掘やトレーニングを行い、障害者に対するクリケットの普及・強化に努めている（図表1-43）。

図表1-43 クリケット・オーストラリアの  
州・特別地域・オール・アビリティーズ・スクアド・プログラム

State and Territory All Abilities Squads Program Profile (州・特別地域・オール・アビリティーズ・スクアド・プログラムのプロフィール)	
目的	各州・特別地域で障害者からなるチームを編成し、障害者の全国大会を開催すること
実施内容	障害者アスリートのタレント発掘（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者）
活動場所	各州・特別地域のクリケットセンター
活動時期	オール・アビリティーズ・チャンピオンシップを控えた11月～12月
担当	各州・特別地域のコミュニティ・エンゲージメント担当及びハイパフォーマンススタッフ

参考：National All Abilities Cricket Strategy for Game and Market Development より作成

## 2) NSW 州スポーツ局の地域スポーツ・レクリエーション推進事業

国内の障害者政策「国家障害者戦略（National Disability Strategy）」（2010-2020）の策定を受けて、NSW 州は、2012年に10年計画「NSW2021」を発表した。また、10年間を第1期から第3期の3段階に分け、各期間で「国家障害者推進計画（National Disability Strategy NSW Implementation Plan）」を発表している。

2015年現在、NSW 州のスポーツ・レクリエーション行政は、NSW 州スポーツ局（NSW Office of Sport）が統括している。第1期「国家障害者推進計画」（2012-2014）の一環である「スポーツ・レクリエーション NSW 障害者実施計画（Sport and Recreation NSW Disability Work Plan）」においては、NSW 州スポーツ局が障害者スポーツの情報提供、国内統括団体の取組の充実、学校と地域の橋渡しなどを実施している（図表1-44）。

図表1-44 NSW 州スポーツ局のスポーツ関連事業

目的	内容・成果
障害者スポーツ情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>オンライン情報の充実 ：約35のスポーツクラブ・団体の障害者スポーツ参加機会に関する情報の提供</li> </ul>
国内統括団体の取組の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>9つの統括団体（陸上、バスケットボール、サッカー、体操、ネットボール、ラグビー、ボウリング、水泳、ヨット）とパートナーシップを結ぶ</li> <li>団体間の障害者スポーツネットワークを構築</li> <li>障害者会員を増やすことを目的に、様々な事業を実施</li> <li>【サッカー】NSW 州リーグと並行した知的障害者のフットサルリーグを設立</li> <li>【水泳】障害者受入れ体制の整備を目的に、15施設において研修会などのトレーニングを実施</li> </ul>
学校と地域の橋渡し	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校卒業後も継続してスポーツに参加できるよう、学校スポーツと地域スポーツをつなぐ事業を実施</li> <li>【教員研修会】4日間で53人の教員が参加</li> <li>【体験会（多種目）】9日間で、94校から1,117人の児童生徒が参加</li> <li>【体験会（競技別）】7日間で、119校から617人の児童生徒が参加</li> <li>【障害の種類、部位、程度によるクラス分け】6日間で35人の児童生徒が参加</li> <li>【ボッチャ競技会】70校から315人の児童生徒が参加</li> </ul>

参考：NSW Office of Communities 「Sport and Recreation NSW Disability Work Plan」（2015）より作成

### 3) プレイ・バイ・ザ・ルールによる情報提供

2003年、南オーストラリア州スポーツ・レクリエーション局が中心となって、教育・情報ウェブサイト「プレイ・バイ・ザ・ルール (Play by the Rule)」を創設した。「インクルーシブ・安全・平等」を理念に掲げ、現在はASC、オーストラリア人権委員会、各州のスポーツ部局、スポーツ組織や人権機関と連携することで、横断的な取組を展開している。障害の有無にかかわらず、スポーツ業界の差別、ハラスメント、児童虐待などの課題に関する理解を深め、防止するための情報・資料をオンラインで公開している。また、スポーツクラブの経営者や指導者を対象に、無料でオンラインセミナーを実施し、クラブ運営のためのガイドラインやクラブ運営規定・方針の見直しのためのツールキット等を提供している。



写真：オンラインセミナー資料  
(Play by the Rule ウェブサイトより)

### (2) 知的障害児・者のスポーツ参加環境創出へ向けた取組

1986年設立のスポーツ・インクルージョン・オーストラリア (Sport Inclusion Australia : SIA) は、スポーツをツールとした知的障害児・者のメインストリーム化 (健常者と障害者の融合) を目的としている。「コミュニティ・インクルージョン」の理念のもと、知的障害児・者がスポーツ・レクリエーションに参加する機会の創出に向けて、国内統括団体への支援を行っている。SIA は従来、AUSRAPID の名称で活動を行っていたが、スポーツ組織としては一見分かりにくいという理由から、2015年12月に SIA へ改名した。

また、SIA は、普通学校に通う知的障害児・者にスポーツへの参加機会を提供するため、学校スポーツの振興を担うスクール・スポーツ・オーストラリア (School Sports Australia : SSA) と2013年に協定を結んだ。協定締結後、18か月間で1,100人の知的障害児・者が学校スポーツに参加するために必要なクラス分け (School Sport Classification) の判定を受けた。学校在籍中にクラス分けの判定を受けることで、自身が出場可能な競技種目やクラスを把握でき、全国大会やパラリンピックに進む指標となる。知的障害のある児童生徒は、陸上や水泳などの個人競技を好む傾向にあるが、ネットボールやクリケットなどの団体統括団体が会員として登録する SIA と学校スポーツを振興する SSA が連携することが、減少しがちな団体競技への参加機会を提供することになる。

### (3) 重度障害児・者のスポーツ参加環境創出へ向けた取組

ASC「障害者のスポーツ・レクリエーション実施状況調査 (Participation and non-participation of people with disability in sport and active recreation)」(2011)によると、過去1年間における電動車椅子使用者のスポーツ実施率は60.0%で、視覚障害者のスポーツ実施率93.0%と比べても低い。また、電動車椅子使用者のスポーツ実施の満足度は、ほかの障害と比べても低く、参加の障壁として「政府からの支援不足」「資金不足」「参加できる場所・環境がない」「移動・交通アクセスがない」などが挙げられた。

スポーツを実施している電動車椅子使用者の中でも、79.1%が「スポーツ・レクリエーションをもっと行いたい」と感じており、重度障害児・者のスポーツを行いたいという潜在的なニーズは高いと言える。そうした状況において、重度障害児・者のためのスポーツ・レクリエーションを振興しているのがノースコット (Northcott) である。

### 1) ノースコットのスポーツ・カーニバル

1929年設立のノースコットは、自閉症、知的障害、脳性麻痺などの障害を対象に、NSW州と首都特別地域（ACT）で13,000人以上の重度障害児・者とその家族・介護者に日常生活に関する支援を行っており、その一環として、スポーツ・レクリエーションのサービスも提供している。ほとんどの普通学校では、スポーツ・カーニバルやアスレチック・カーニバルと呼ばれる運動会を開催しているが、いかにして障害児に参加機会を提供するかが課題となっている。そこで、重度障害児・者のために、ノースコットでは、年に1回オーストラリアパラリンピック委員会、陸上連盟や水泳連盟と協働で、陸上カーニバルと水泳カーニバルを開催している。特別学校や特別学級など学校・学級単位での参加に加えて、保護者同伴の個人参加もある。2015年度は、水泳カーニバルと陸上カーニバルに合計312人が参加した。障害の程度にかかわらず、希望者全員が出場できるよう、ジュニア部門とシニア部門に分かれ、自由形や背泳などの一般的な種目に加えて、ヌードル（浮き棒）を使ったレースも行われる。



写真：スポーツカーニバルの様子  
(Northcott ウェブサイトより)

### 2) 親の会への大会開催支援

ノースコットは、重度障害児・者の親の会が組織化した「NSW州電動車椅子サッカー協会（Powerchair Football Association of NSW）」への資金援助や大会へのスタッフ派遣を通じて、活動を支援している。2015年度は、10月にケビン・ベッツ・スタジアム（Kevin Betts Stadium）にて国内の4つの州（NSW州、南オーストラリア州、クイーンズランド州、ビクトリア州）と隣国のニュージーランドから選手が参加し、第5回オーストラリア選手権（オーストラリア電動車椅子サッカー協会との共催）が開催された。

### 3) スポーツ・レクリエーションプログラム

重度障害児・者が年間を通して気軽に参加できるレクリエーション要素の強い活動を中心に、サービス利用者の希望に沿ったプログラムを提供している。NDISの施行後、プログラム参加費や交通費などがNDISの対象経費となったことから、近年ではスキーキャンプなどの宿泊付きキャンプの人气が高くなっている（図表1-45）。

図表1-45 ノースコットが提供するスポーツ・レクリエーションプログラム

プログラム	頻度	概要
ウォーキング (Walk with Me)	年に複数回	・地方も含め、年に複数回開催 ・2kmと4kmのウォーキングイベント
スキーキャンプ	年1回	・宿泊付きスキーキャンプ ・Disabled Wintersport Australiaと協働開催
アウトドアキャンプ	年間	・週末および夏季・冬季休みの宿泊付きキャンプ
グループ アウトティング	年間	・アイススケート ・ハイキング ・水泳（屋外プール） ・スポーツ観戦（クリケット、アイスホッケー等）など
アダプティブ・クリ ケット プロジェクト	年間	・シドニー工科大学と連携し、電動車椅子でも使えるクリケットバットを製作 ・7月開催のノースコット・エキスポで体験会を実施

参考：Northcott ウェブサイトより作成

### 3.3 学校における障害児・者の体育・スポーツ活動への参加

#### (1) オーストラリアの障害児の学校教育

##### 1) オーストラリアの障害児教育の変遷

オーストラリアでは、連邦政府、州・準州・首都特別地域（ACT）が独立した行政機関として自治権を持ち、公務を行っている。連邦政府としてオーストラリアが障害児の教育制度の整備に取り組み始めたのは、1972年のウィットラム労働党政権の誕生がきっかけにある。ウィットラムは、移民法とオーストラリア市民権を改正し、白人優先主義と移民に対する差別を撤廃し、多文化主義政策を推し進めた。ウィットラムは、長年差別されてきた障害児・者も含めた社会的弱者の教育機会の平等を公約に、連邦政府の予算に施設整備等を付けるなどして、国をあげて障害児の教育環境の整備に取り組んだ。現在も初等中等教育は各州が管轄しているが、これまで州教育省に一任されていた教育制度に対して、1975年以降、連邦政府が深く関与することで、障害児教育に関する適切な予算配分が行える仕組みが作られた。その後、1992年の障害者差別禁止法（DDA）の施行を受けて、「教育における障害基準（Disability Standards for Education）」（2005年）が制定され、「就学」「教育活動への参加」「カリキュラム発展・資格認定」「児童生徒への支援サービス」「いじめ・虐待」の5分野に係る合理的配慮の考え方を明示した。また、2011年には各分野の目的、内容、獲得知識・スキル・技術の到達基準が示されている学習指導要領（Australian Curriculum）が導入され、各州においてもインクルーシブなカリキュラムの作成が求められた（図表1-46）。

図表1-46 障害児教育の歴史的変遷

年	歴史的事項
1944	< Blind and Infirm Children Act > 制定 ・ 障害児に対する教育を州政府の責任とする法律
1964	< オーストラリア障害者リハビリテーション協議会の憲章 > 策定 ・ 障害児者の地域へのインテグレーションを強調し、障害児が通常学級で学ぶ重要性を明記
1970	< 健康と福祉についての連邦政府上院議会常設委員会 > 設置 ・ 障害児に対応できる教員の養成に対して、連邦政府による助成の重要性等が説かれた
1972	ウィットラム労働党政権の誕生
	< 障害児教育の未来に向けたガイドライン > 発表 ・ リハビリ・インターナショナル世界会議の開催と障害児教育国際セミナーを開催。 ・ 国際動向を踏まえた議論が行われ、ガイドラインを発表
1973	< カーマル・レポート > 提出 ・ 「障害児教育や教員の資質向上に係る予算を約3割引き上げる」と明記し、予算編成を実現
1992	< 障害者差別禁止法（DDA 1992） > 制定 ・ 多様な場面での障害者差別を禁止した法令
2005	< 教育における障害基準 > 策定
2011	< ナショナル・カリキュラム > 導入 各科目の目的、内容、獲得知識・スキル・技術の到達基準が示されている学習指導要領を導入

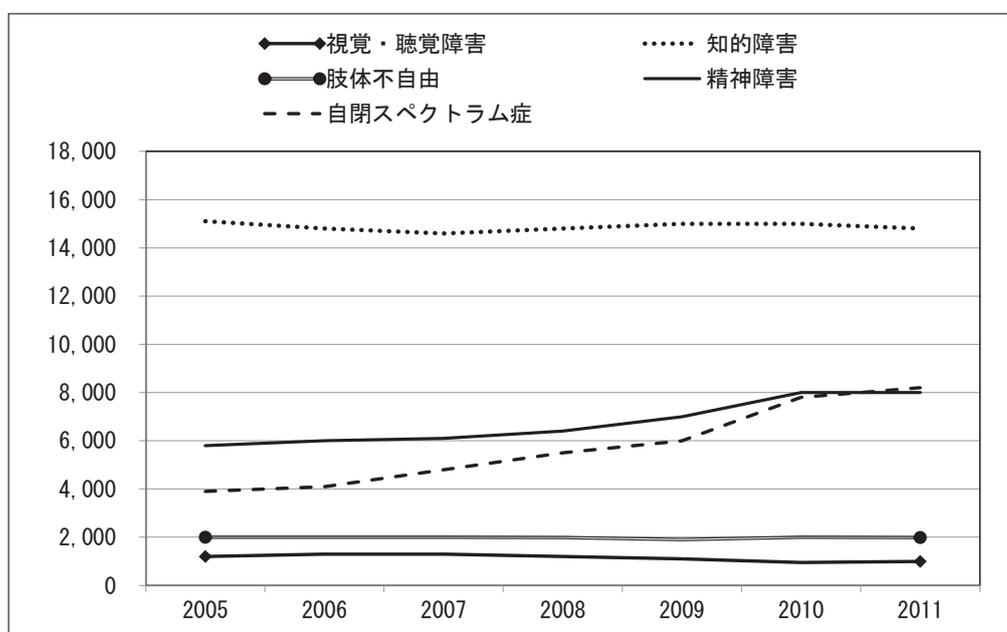
参考：山中冴子「オーストラリア連邦政府における障害児教育施策の登場 - ウィットラム労働政権（1972～1975年）の教育行政に着目して -」（2008）等より作成

## 2) NSW 州の障害児教育

NSW 州の障害のある児童生徒が通学する学校は、①普通学校の通常学級（Mainstream school）②普通学校の特別学級（Mainstream school with a specialist unit）③特別学校（Schools for special needs children）の3つに大別できる。2012年現在、NSW 州には106校の特別学校が存在するが、1985年以降、州教育省による助成を通じた中・重度障害児童生徒の教育現場におけるインテグレーションが積極的に進められ、1995年までに特別学校在籍児童生徒は約3割減少した。2005年制定の「教育における障害基準」において普通学校に在籍する障害のある児童生徒の増加や障害の多様化により、合理的配慮のもと、ニーズに対応できる授業整備に尽力している。

州教育省によると、専門的な支援の対象となる6つの障害（肢体不自由、知的障害、聴覚障害、視覚障害、精神障害、自閉スペクトラム症／自閉症スペクトラム障害）に該当する州の児童生徒は約35,000人、さらに失読症、コミュニケーション症群、注意欠如・多動症との重複障害児童は約55,000人いる。特に、自閉スペクトラム症／自閉症スペクトラム障害と精神障害の児童生徒数の増加が顕著である（図表1-47）。

図表1-47 NSW 州の障害児童数の推移（障害種別）



出典：NSW Government Education & Communities「Every student, every school」(2012)を翻訳

## (2) 障害児の学校体育と放課後活動

NSW 州では、NSW 学習局（Board of Studies）が、学習指導要領を参考に各科目のシラバス（NSW シラバス）を策定しているが、2016年1月時点、保健体育のシラバスはまだ策定されていない。

アクティブ・アフタースクール・コミュニティ（Active After-school Communities：AASC）は2005年にASCが導入したプログラムである。全国の小学校や学童保育サービス機関を利用する児童を対象に、放課後（15時から17時半）の運動・スポーツ機会の充実を図ることを目的に、これまでに19万人以上（2014年時点）の児童生徒が参加した。学校と密接に連携する地域コーディネーター、指導者（地域クラブのコーチ、学生など）、ボランティアに対する研修会を通して、障害児も本プログラムを通じて放課後の運動・スポーツ活動に積極的に参加できるように配慮している。AASCの成果を踏まえ、2015年1月以降、新事業「Sporting Schools」プログラムを展開している。

### (3) パシフィック・スクール・ゲームス (Pacific School Games)

1982年に始まったパシフィック・スクール・ゲームス (Pacific School Games) は、10～19歳の児童生徒を対象に、州大会を勝ち進んだオーストラリア選手と、約12カ国 (中国・カンボジア・インド・フィジーなど) から各国の代表選手が出場する国際大会である。2008年で同大会は終了したが、南オーストラリア州ツーリズムコミッションの支援のもと、2015年に南オーストラリア州で復活した。2017年大会も南オーストラリア州で開催することが決定した。オーストラリアパラリンピック委員会、オーストラリア聴覚障害者スポーツ協会、スポーツ・インクルージョン・オーストラリアと連携し、障害のある児童生徒も出場できる種目を実施している。2015年大会の実施種目は、野球、バスケットボール、競泳、飛込み、サッカー、ゴールボール、ソフトボール、卓球、タッチフットボールの9種目で、ゴールボールに視覚障害のある児童生徒が参加している。



写真：ゴールボールには視覚障害がある児童生徒が参加

### (4) 学校での聴覚障害児・者のスポーツ参加環境創出へ向けた取組

#### 1) オーストラリア聴覚障害者スポーツ協会 (Deaf Sports Australia : DSA)

オーストラリア聴覚障害者スポーツ協会 (Deaf Sports Australia : DSA) は、1954年設立の国内で最も古い障害者スポーツ統括団体で、聴覚障害児・者へのスポーツの普及・強化活動を行っている。2015年10月現在、常勤職員を2人配置している。聴覚障害児・者には、水泳、陸上などの個人競技に加えて、ネットボール、バスケットボール、クリケットなどの団体競技の人気も高い。DSAは、国内統括団体と連携することで地域での聴覚障害児・者のスポーツへの参加機会を増やし、さらに健聴者に対して聴覚障害に関する理解を高めるための周知・啓発活動に取り組んでいる。

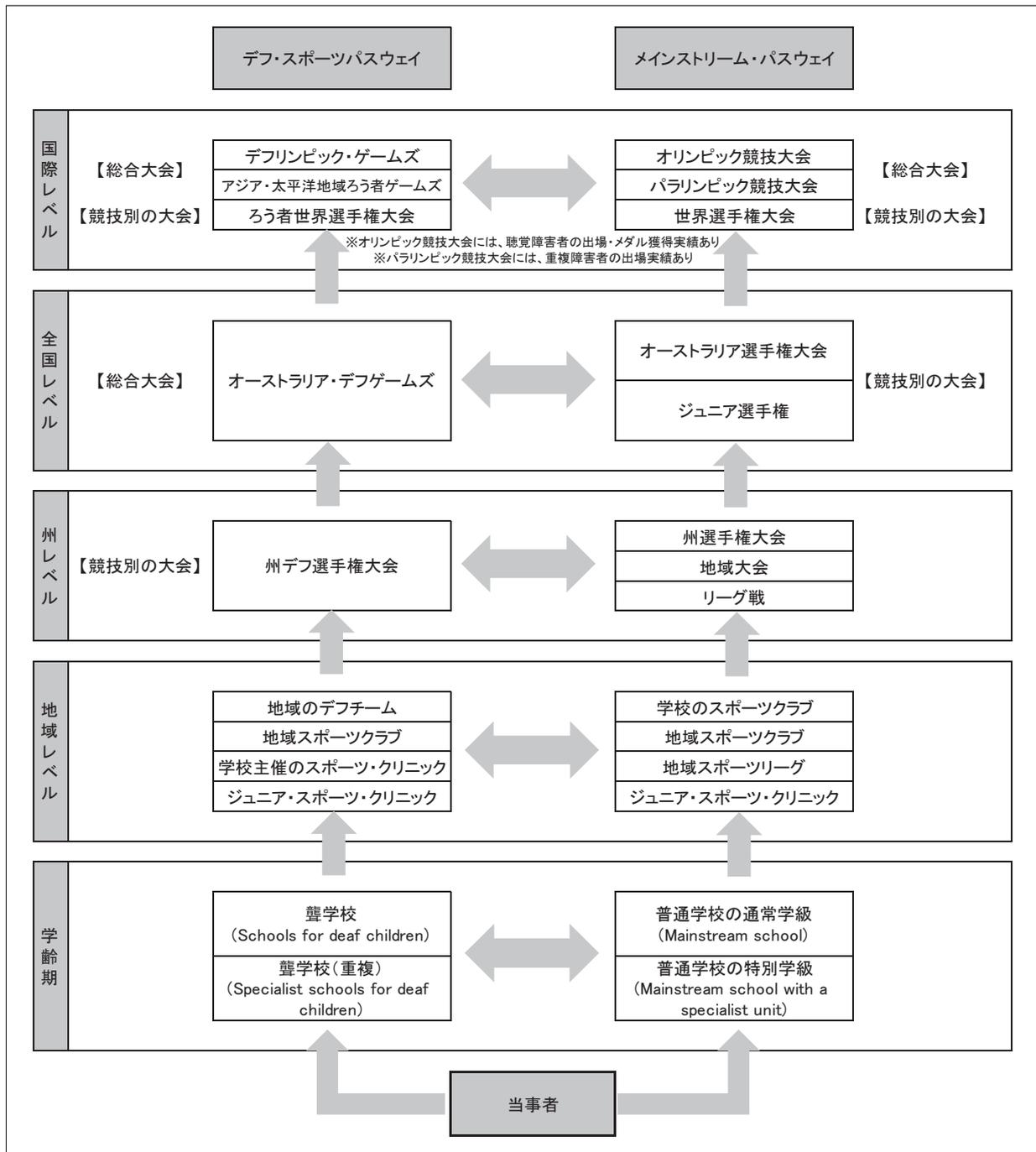
#### 2) 聴覚障害児の学校教育環境

聴覚障害児が進学する際には、主に4つの選択肢が用意されている。①普通学校の通常学級 (Mainstream school) ②普通学校の特別学級 (Mainstream school with a specialist unit) ③聾学校 (Schools for deaf children) ④聾学校 (主に知的障害・発達障害などとの重複) (Specialist schools for deaf children) であるが、約9割の聴覚障害児が普通学校の通常学級、または特別学級に通っている。学齢期は、統合教育のもと健常者 (聴者) との接点があるものの、十分にスポーツに参加できる環境が整っているわけではなかった。そこでDSAは、聴覚障害者のコミュニティ、メインストリーム (普通学校) の両方でスポーツに参加できるよう、「パラレル・パスウェイ」の提供を目指している (図表1-48)。

#### 3) 学校でのスポーツの普及活動「Active Deaf Kids' School Education Program」

聴覚障害児が充実した学校生活を送るため、ASC助成事業として「Active Deaf Kids' School Education Program」(2011)が開発された。主に、普通学校に通う聴覚障害児のスポーツ参加を促すために、国内統括団体や地域のスポーツ団体の協力のもと、バスケットボールやホッケーなどのスポーツ体験の機会を提供している。デフリンピアンとの交流を通じて、同じ聴覚障害児・者との出会いや教員へのアドバイスの機会を創出することで、インクルーシブな体育授業の発展をサポートしている。小中学生を対象に始まり、徐々に拡大し、今後は高校生を対象としたプログラムの展開も検討している。

図表1-48 DSA が提唱するパラレル・パスウェイ



参考：DSA 「Get Involved」 (2015) より作成

### 3.4 病院・リハビリテーションセンターとの連携

#### (1) NSW 州のリハビリテーションセンター

1899年設立のロイヤル・リハブ（Royal Rehab）は、外傷、事故、病気などで障害を受傷した人々のためのNSW州最大のリハビリテーションセンターである。脊髄損傷科・脳損傷科での入院・外来診療及びリハビリテーションサービスを提供している。できるだけ患者に屋外で過ごしてもらい、日常的に地域住民が訪れやすくなる環境を目指し、卓球台、ピクニックエリア、BBQ エリアを併設している。また、屋外の多目的コート（バスケットボールとテニス用）とハードコート（テニス専用）は、地域住民にも開放している。



写真：ロイヤル・リハブの概観



写真：ロイヤル・リハブ所有のテニスコート

#### 1) ロイヤル・リハブが提供する「Return 2 Sport」プログラム

スポーツ・レクリエーション・レジャー活動への参加促進を目的とした「Return 2 Sport」プログラムでは、ロイヤル・リハブを拠点にスポーツ関連団体と連携することで、患者や地域の障害者に多様なスポーツ機会を提供している。また、プログラムの一環として、2011年以降、シドニー・オリンピック・パークにて Return 2 Sport Expo を開催し、パラリンピアンによる講演、タレント発掘事業、体験会が行われている。

なお、ロイヤル・リハブのプログラムは障害者だけではなく、健常者と障害者がともに参加できるプログラム構成となっている（図表1-49）。そのため、障害当事者からの要望に加えて、国内で人気の高いスポーツを考慮して、関連団体に協力を依頼している。例えば、オーストラリアスポーツクライミング協会（Sport Climbing Australia）はロイヤル・リハブ主催のパラクライミング教室に無料で指導者を派遣している。そのような交流を通して、NSW州のクライミング選手権にパラカテゴリーが設置されることとなった。

図表1-49 ロイヤル・リハブの運動・スポーツプログラム

プログラム名	協力団体	頻度	内容
テニス	Tennis NSW	2ヵ月に1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Royal Rehab のテニスコートを使用</li> <li>• 体験会「Come &amp; Try Clinics」の開催</li> <li>• Tennis Australia の認定コーチによる指導（個別またはグループ）</li> </ul>
スノースポーツ	Disabled Wintersport Australia	冬季	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 5日間のスノースポーツキャンプ</li> <li>• 2日間のボランティア合宿にて、Royal Rehab のスタッフが指導者・ガイドとしての訓練を受ける</li> </ul>
ヨガ	ヨガインストラクター 理学・作業療法学生	4クラス/週	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 障害の程度に応じて、4つのクラスに分けて開講               <ol style="list-style-type: none"> <li>1. Restorative（動きに制限があり、サポートが必要）</li> <li>2. Ambulant（歩行可能）</li> <li>3. Spinal Restorative（脊髄損傷、車いすから降りることが可能）</li> <li>4. Spinal Advances（脊髄損傷）</li> </ol> </li> <li>• 1クラス20ドル（約3,600円）</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Sports Climbing Australia</li> <li>• Empower Golf Australia</li> <li>• Disabled Wintersport Australia</li> <li>• Wheelchair Sports NSW</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>• サイクリング</li> <li>• スポーツキャンプ</li> <li>• スポーツクライミング</li> <li>• ゴルフ</li> <li>• 水上スポーツ</li> </ul>

参考：Royal Rehab「Return 2 Sport」（2015）より作成

## (2) NSW 州車椅子スポーツ協会（Wheelchair Sports NSW：WSNSW）の取組

NSW 州車椅子スポーツ協会（Wheelchair Sports NSW：WSNSW）は、1961年に脊髄損傷者を中心とした障害当事者によって設立された慈善団体で、NSW 州の車椅子スポーツの普及・強化活動を行っている。初心者からパラリンピック選手まで幅広い対象者に、アーチェリー、マラソン、ハンドサイクリング、ローンボウルズ、射撃、水泳、バスケットボール、ラグビー、テニス、ビリヤード、フェンシング、パワーリフティング、卓球の13種目を中心に、多様なイベント・競技会の機会を提供している。なお、NSW 州の広大な土地をカバーするため、地域スポーツ振興を担当する職員を州北部と南部に配置している。

### 1) ロイヤル・リハブとの連携

シドニー・オリンピック・パーク（後述）には、各種スポーツ施設やオフィスビルが点在していることもあり、多くの障害者スポーツ団体が2000年シドニー大会前後に事務所をパーク内に移転した。しかし、WSNSW は、ロイヤル・リハブのテニスコートなどを無料で利用でき、将来会員になるかもしれない脊髄損傷患者が入通院しているロイヤル・リハブとの連携が、脊髄損傷者にスポーツ機会を提供するうえでは効率的であると考え、ロイヤル・リハブに隣接して事務所を構えている。

### 2) 車椅子スポーツ事業

1997年より、多様なスポーツが体験できる体験会「Come'n'Try Days」を月1回、開催している。WSNSW は、スポーツ未経験の障害児・者に車椅子スポーツに親しんでもらうため、スポーツ導入の機会として継続していくことが重要と考えている。そのほか、イベントプログラムを多数展開している（図表1-50）。

図表1-50 WSNSW の車椅子スポーツ事業

事業名	概要
体験会 (Come'n'Try Days)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々なスポーツを体験する機会として、月1回開催</li> <li>・スポーツへの導入イベント</li> </ul>
助成金 (Member Grants)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用具、指導者、ユニフォーム、コート少量、大会への移動などへの助成金</li> </ul>
車椅子レンタル (Share a Chair)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車椅子購入の負担を軽減するため、競技用車椅子のレンタル制度</li> </ul>
スポーツキャンプ (Sports Camps)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クリスマスキャンプ（夏休み）、車椅子バスケットボール冬季キャンプなど</li> </ul>
スポーツ教室 (Coaching & Sports programmes)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に行われる選手育成に向けたコーチによるスポーツ教室</li> </ul>
競技会・大会 (Competitions & Tournaments)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内唯一の車椅子テニスツアー（Apia Wheelchair International Sydney Tennis）等を開催</li> </ul>
地方創生 (Regional Development)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NSW 州の遠隔地での運動・スポーツ活動をサポート</li> <li>・2名の地域スポーツ振興職員を配置…地元の地域コーディネーターと協力し、各地域のスポーツプログラムを管理</li> </ul>
タレント発掘・育成 (Talented Athlete Programs)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バスケットボールとテニスの将来有望な若手選手の発掘およびコーチングセッションによる育成・強化</li> <li>・APC との共同開催も検討中</li> </ul>
ケビン・ベッツ・スタジアム (Kevin Betts Stadium)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・WSNSW が所有する体育館</li> <li>・地域住民、学校、クラブ、親の会などがスポーツ大会を開催</li> </ul>
交通安全教室 (WSNSW Roadshow)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園児から高校3年生までのすべての児童生徒を対象とした教育プログラム</li> <li>・毎年250校以上を訪問</li> <li>・交通安全、危険を冒すことで起りえる結果、障害者スポーツや障害者として生きることについての講演および椅子バスケットボールの体験会</li> </ul>

参考：WSNSW ウェブサイト及び「Our vision」（2015）より作成

### 3) ケビン・ベッツ・スタジアム（Kevin Betts Stadium）

ケビン・ベッツ・スタジアム（Kevin Betts Stadium）は、WSNSW が所有するマウント・ドルイット地域にある体育館で、例年、電動車椅子サッカーのオーストラリア選手権が開催される。



写真：ケビン・ベッツ・スタジアムの外観



写真：電動車椅子サッカー選手権の様子

### 3.5 国内統括障害者スポーツ団体による障害者スポーツの振興

#### (1) オーストラリアパラリンピック委員会（Australian Paralympic Committee：APC）による障害者スポーツの振興

1990年設立のオーストラリアパラリンピック委員会（Australian Paralympic Committee：APC）は、パラリンピックに出場する障害者アスリートを支援する統括団体（前身は1975年設立の全豪障害者スポーツ連合）である。2000年シドニー大会の成功により規模が大きくなったが、政権交代による連邦政府の方針変更などにより、職員数は44人（2011年）、51人（2014年）、24人（2015年）と大きく変動している。

##### 1) 障害者と健常者のスポーツ団体・組織の統合（メインストリーム化）

APCの主な事業は、①パラリンピックへの選手派遣②統括団体がないパラスポーツのメインストリーム化（健常者のスポーツ団体・組織との統合）③タレント発掘④クラス分け⑤予算確保である。

1998年の障害者の陸上競技から始まり、自転車競技と水泳が続き、現在では、16のパラスポーツがメインストリーム化している。現在、APCが事務局機能を代行している4競技（冬季競技、ボッチャ、ゴールボール、ウィルチェアラグビー）も、今後メインストリーム化又は組織化を計画している（図表1-51）。

図表1-51 メインストリーム化／組織化が予定されている競技

	パラスポーツ競技	予定
1	アルペンスキー、スノーボードなど冬季競技	2015年11月に完了
2	ボッチャ	2018年
3	ゴールボール	2018年
4	ウィルチェアラグビー	2020年

##### 【ボッチャ】

APCは、ASCからの予算確保のため、ボッチャ実施者を増やすことを目的に、2010年以降ボッチャデベロップメント・コーディネーターを配置するなど、地域での普及活動を続けてきた。3大会振りに出場したりオ大会を契機にボッチャ・オーストラリアの組織化を目指している。2018年の完全組織化に向けて、APCのボッチャに係る事務局機能を縮小し、ボッチャ・オーストラリアが全業務を担えるよう、普及・強化に係る活動および財政管理など、徐々に事業を移行していく。

##### 【ゴールボール】

2017年現在、ボッチャと同様にAPCのゴールボールに係る事務局機能を縮小し、Goalball Australia（ゴールボール・オーストラリア）が選手・指導者の育成・強化を担えるよう、職員の雇用や運営基盤の整備を含めた組織力の強化を図っている。

##### 【ウィルチェアラグビー】

ラグビーとはルールなどが大きく異なるため、メインストリーム化ではなく、団体の組織化をASCの支援により実施している。APCのパラリンピックパフォーマンス部門（Paralympic Performance）のスタッフ、ヘッドコーチ、専門家等で構成されるアドバイザリーパネルがAPCからの独立に向け、指導者や団体スタッフに対して競技の普及・強化計画の立案、実行、評価及び予算の確保に関する指導・支援を行う。

## 2) パラリンピックの歴史の継承「パラリンピック・ヒストリー・プロジェクト」

2011年、APCはクイーンズランド大学とキャンベラ大学と連携し、オーストラリアのパラリンピック・ムーブメント、障害者スポーツの歴史の保護や次世代への継承のための「パラリンピック・ヒストリー・プロジェクト」を開始した。このプロジェクトは、パラリンピックの歴史においてオーストラリア人が残した数々の記録を文書で残し、次世代に受け継いでいくナレッジシェアを目的としたものである。

プロジェクトの一環として、オーストラリア国立図書館と協力し、2015年6月までにオーストラリアのパラリンピック・ムーブメントに多大な貢献をした人物、42人にインタビューが行われた。

そのほか、パラリンピックに関連する写真、新聞記事、映像、メダルなどがAPCにて所蔵されており、一部はAPCのホームページにて閲覧が可能である。

また、誰もが無料で自由に編集・参加ができるインターネット百科事典「ウィキペディア」において、オーストラリアのパラリンピック・ムーブメントに関する記載の拡充を図るため、「オーストラリア・パラリンピック・ウィキペディア・ユーザーグループ」を結成した。2015年10月現在、2012年ロンドンパラリンピック及び2014年ソチパラリンピックのオーストラリア代表を含む900人以上のパラリンピアンに関する記事が掲載されている。

The Australian Paralympic History Project



写真：パラリンピックの歴史が分かる  
写真の収集（APC提供資料より）

## 3) タレント発掘・教育プログラム

APCが提供するプログラムは、パラリンピックに向けたタレント発掘事業や職場における事故防止と安全強化に向けた教育プログラムなど、多岐に渡る。APCは、理学療法士や作業療法士など、日常的に障害児・者と関わる医療福祉従事者（将来、関連職に従事予定の学生も含む）を「スポーツ・リファラー（Sports Referrer：スポーツ斡旋者）」と呼び、研修会・講演会を通じたパラリンピックの周知活動を行っている。

## 4) 企業や職場環境の改善を目的としたプログラム

APCの企業を対象とした事業には、「パラリンピック・ワークプレイス・ダイバーシティ・プログラム（Paralympic Workplace Diversity Program）」と「APCワークプレイス・セーフティ協定（APC Workplace Safety Alliance）」がある。パラリンピック・ワークプレイス・ダイバーシティ・プログラムは、企業を対象に障害理解を高めるための教育機会を提供することで、パラリンピック・ムーブメントの理解促進、障害者雇用による職場環境の多様化、インクルージョンの促進を目的としている。また、APCワークプレイス・セーフティ協定は、従業員の職場での安全確保や職場のインクルージョン・いじめ・平等に関する教育プログラムで、職場の事故で障害者となったパラリンピアンが人生経験について講演を行うなどして、労働安全衛生の確保を推進している。

### 3.6 シドニーパラリンピック競技会場

シドニー・オリンピック・パーク（Sydney Olympic Park：SOP）は、2000年シドニーオリンピック・パラリンピックの開催決定を契機に、総合運動公園としての開発が始まった。現在では、年間約5,000のイベントや競技会が開催されている。オリンピック・パラリンピック終了後、SOPは、2001年設立のシドニー・オリンピック・パーク・オーソリティ（Sydney Olympic Park Authority：SOPA）によって管理運営されている。

アクアティックセンターでは、車椅子使用者の入水をサポートするため、各プールサイドにスロープ及び移動用リフトが完備されている。また、法規制の変更に伴い、2001年、2013年、2014年にハンドレールの高さを変更する修繕工事を行うなどして、より多くの障害者が利用しやすいように改善を続けている。

また、スポーツセンターは、会議室、多目的室、多目的トイレ等が完備されており、多くの障害者団体がイベント、研修会、大会などで利用している。ロイヤル・リハブのReturn 2 Sport Expoの会場にもなっており、2018年には、電動車椅子ホッケーの国際大会の開催も検討している。



写真：アクアティックセンター内の移動用車椅子